

銚子市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

銚子市長 越川 信一

## 銚子市告示第31号

### 銚子市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）を会員として組織する、銚子市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、市民相互による育児の援助活動（以下「相互援助活動」という。）を支援することにより、地域における子育て支援の機運を高め、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (センターの開所時間及び休日)

第2条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休業日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

#### (センターの業務)

第3条 センターは、利用会員及び提供会員を会員として登録し、相互援助活動を支援するために次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録及びその他会員組織に関する業務
  - (2) 相互援助活動の受付、連絡、調整等に関する業務
  - (3) 相互援助活動についての研修及び指導に関する業務
  - (4) 会員間の交流に関する業務
  - (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
  - (6) センター及び相互援助活動の広報に関する業務
  - (7) センターの開所時間以外及び休日における事故その他緊急事態に関する業務
  - (8) その他事業の目的のために必要な業務
- (アドバイザー等)

第4条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、相互援助活動の調整等及び前条各号に規定する事務を処理する。
  - 3 アドバイザーは、相互援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、会員の中からサブリーダーを選任することができる。
  - 4 サブリーダーは、アドバイザーの指示を受け、アドバイザーの事務を補助する。
- (会員)

第5条 提供会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
  - (2) 心身共に健康で20歳以上の者であること。
  - (3) センターの実施する研修を修了していること。
  - (4) 相互援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
- 2 利用会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
    - (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること又は市内の事業所に通勤していること。
    - (2) 原則として生後6か月以上小学校修了前までの児童の保護者であること。

- (3) 育児の援助を必要とする者であること。
- (4) 相互援助活動に関し、理解と熱意を有すること。

3 提供会員及び利用会員は、これを兼ねることができる。

(入会手続)

第6条 会員として登録しようとする者は、市長に銚子市ファミリー・サポート・センター登録申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、登録を承認した場合は、銚子市ファミリー・サポート・センター会員証（別記様式第2号）を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 会員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに会員登録変更届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(会員の除名)

第8条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、除名することができる。

- (1) 第5条第1項及び第2項に規定する要件を失ったとき。
- (2) 他の会員の財産、プライバシー等を侵害したとき。
- (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。
- (4) センターの運営を妨げ、又はセンターの信頼を失墜させるような行為を行ったとき。

(会員の退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、銚子市ファミリー・サポート・センター退会届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 会員は、退会に際して、銚子市ファミリー・サポート・センター会員証を市長に返還しなければならない。

(相互援助活動の内容)

第10条 会員による相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育施設、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始時間前又は終了時間後の児童を一時的に預かること。
- (2) 保育施設等と相互援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (3) 保育施設等の休日、その他の事由により臨時的に児童を預かること。

2 前項の相互援助活動は、原則として提供会員又は利用会員の家庭において行うものとする。

3 相互援助活動は、宿泊を伴う援助は行わないものとする。

（相互援助活動の実施時間）

第11条 相互援助活動を行う時間は、午前6時から午後8時までの間で、育児の援助が必要な時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、援助時間を午前6時から午後9時までの間とすることができる。

（相互援助活動の実施方法）

第12条 利用会員が育児の援助を必要とするときは、アドバイザー又はサブリーダーに申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、原則として相互援助活動を行う日の1か月前から5日前（センターの休業日は除く。）までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 アドバイザー又はサブリーダーが第1項の規定による申込みを受けた場合は、利用会員が希望する相互援助活動の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

4 利用会員と提供会員は、援助の内容について、事前に十分な協議を行い、両者合意のうえ、決定するものとする。

5 アドバイザー又はサブリーダーは、相互援助活動の調整を行ったときは、援助依頼受付簿（別記様式第5号）にその内容を記録するものとする。

6 アドバイザー又はサブリーダーは、提供会員が相互援助活動を行ったとき又は当日に相互援助活動の取消しを受けたときは、相互援助活動報告書（別記様式第6号）を作成し、相互援助活動を実施した日又は当日に相互援助活動の取消しを受けた日の属する月の翌月10日までにセンターに提出しなければならない。

（相互援助活動の報酬等）

第13条 利用会員は、相互援助活動の提供を受けたときは提供を行った提供会員に、又は相互援助活動の取消しを当日に行ったときは提供を行う予定であった提供会員に、別表に定める基準に従って報酬を支払わなければならない。

2 利用会員は、前項に規定するもののほか、相互援助活動の提供に係る費用等で、当該利用会員に負担させることが適当と認められるものについては、実費を負担しなければならない。

（会員の責務等）

第14条 会員は、相互援助活動により知り得た情報を漏らしてはならない。退会後もまた同様とする。

2 利用会員は、相互援助活動の提供を受けるときは、第12条第4項の規定により決定された援助内容以外の援助を要求してはならない。

3 提供会員は、相互援助活動の提供したときは、前条第1項の規定による報酬及び同条第2項の規定による実費以外の対価を要求してはならない。

（保険）

第15条 提供会員及び利用会員は、相互援助活動の損害の賠償等に備えるため、センターの指定する補償保険に一括して加入するものとする。

（事故報告等）

第16条 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターへ報告しなければならない。

（委託）

第17条 市長は、センターの運営について適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 センターの会員の募集、入会手続、相互援助活動についての研修の開催及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

(検討)

3 市は、令和7年3月31日を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表 (第13条第1項関係)

利用日及び利用時間	報酬 (利用時間1時間当たり)
1 月曜日から金曜日までの日 (国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下この表において「平日」という。) の午前7時から午後7時まで。	対象児童1人につき700円
2 平日の午前6時から午前7時まで及び午後7時から午後9時まで	対象児童1人につき900円

3 土曜日、日曜日及び国民の祝日	対象児童1人につき900円
4 12月29日から翌年1月3日までの日（国民の祝日を除く。）	対象児童1人につき900円

#### 備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間の利用料とする。
- 2 利用時間が1時間以上の場合であって、1時間未満の端数が30分以下であるときの1時間未満の利用料の額は、利用時間1時間当たりの利用料に2分の1を乗じて得た額とし、1時間未満の端数が30分を超えるときの1時間未満の利用料の額は、利用時間1時間当たりの利用料とする。
- 3 同一世帯内で複数の児童に係る相互援助活動を同時間に提供を受けたときの1人を超える児童の利用料は、別表に掲げる利用料に2分の1を乗じて得た額とする。